

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成24年 3 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 7 号

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成15年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「茅室町」を「新得町、茅室町、更別村」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 8 号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成24年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

別表第 3 の 1 の事項の表管の埋設の項中「20円」を「17円」に、「21円」を「17円85銭」に、「29円」を「25円」に、「30円45銭」を「26円25銭」に、「43円」を「37円」に、「45円15銭」を「38円85銭」に、「57円」を「49円」に、「59円85銭」を「51円45銭」に、「86円」を「74円」に、「90円30銭」を「77円70銭」に、「110円」を「98円」に、「115円50銭」を「102円90銭」に、「200円」を「170円」に、「210円」を「178円50銭」に、「290円」を「250円」に、「304円50銭」を「262円50銭」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道森林愛護組合協力交付金交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年 3 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 9 号

北海道森林愛護組合協力交付金交付規則を廃止する規則

北海道森林愛護組合協力交付金交付規則（昭和36年北海道規則第125号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による廃止前の北海道森林愛護組合協力交付金交付規則第 5 条の規定による平

成23年度の山火事警防事業に係る事業報告書の提出及び同規則第6条の規定による同年度の協力交付金に係る報告書の提出については、なお従前の例による。		平成24年3月23日	
訓令		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道訓令第2号		「小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、」を削り、次の図（七飯町及び音更町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。	
水産林務部 総合振興局及び振興局		（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課及び関係総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）	
森林パトロール事業実施規程を廃止する訓令を次のように定める。		北海道告示第182号	
平成24年3月23日		平成11年北海道告示第532号（知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。	
北海道知事 高 橋 はるみ		平成24年3月23日	
森林パトロール事業実施規程を廃止する訓令		北海道知事 高 橋 はるみ	
森林パトロール事業実施規程（昭和49年北海道訓令第18号）は、廃止する。		「第16条第2項」を「第16条第2項第2号」に改め、「及び平成12年旭川市告示第59号、平成12年函館市告示第200号及び平成18年北見市告示第29号」を削る。	
附 則		北海道告示第183号	
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。		平成19年北海道告示第225号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の全部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。	
告 示		平成24年3月23日	
北海道告示第180号		北海道知事 高 橋 はるみ	
昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。		悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、当別町、倶知安町、共和町、岩内町、余市町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、七飯町、八雲町、鷹栖町、東神楽町、美瑛町、上富良野町、羽幌町、美幌町、斜里町、遠軽町、大空町、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、別海町及び中標津町の地域について、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域として、A区域、B区域及びC区域を次の図のとおり指定する。	
平成24年3月23日		備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き法第3条の規定により指定されていたものに係る法第8条第3項に規定する「規制地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に規制地域となつた日である。	
北海道知事 高 橋 はるみ		（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課並びに関係総合振興局及び	
「小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、」を削り、次の図（七飯町及び音更町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。			
（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境推進課及び関係総合振興局に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第181号			
昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。			

振興局に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第184号

平成19年北海道告示第222号（悪臭防止法に基づく規制基準の設定）の全部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定める。

1 法第4条第1項第1号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

規制物質	区域の区分	A区域	B区域	C区域
アンモニア	ppm	1	2	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	4	20
酢酸エチル	ppm	3	7	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3	6
トルエン	ppm	10	30	60
スチレン	ppm	0.4	0.8	2

キシレン	ppm	1	2	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004	0.01

2 法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

1で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

3 法第4条第1項第3号の規定に基づく排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

1で定める規制基準を基礎として環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排出水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

備考 A区域、B区域及びC区域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（平成24年北海道告示第183号）により、指定されたA区域、B区域及びC区域をいう。

北海道告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町松葉3丁目1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第186号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成24年3月23日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路線名及び縦覧場所</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道野塚婦美線</td><td>積丹郡積丹町大字幌武意町320番1地先から</td><td>平成24. 3.23</td></tr><tr><td>北海道後志総合振興局小樽建設管理部</td><td>同郡積丹町大字幌武意町320番1地先まで</td><td></td></tr><tr><td>道道植坂足寄停車場線</td><td>足寄郡足寄町鷲府409番1地先から</td><td>同</td></tr><tr><td>北海道十勝総合振興局帯広建設管理部</td><td>同郡足寄町鷲府409番1地先まで</td><td>同</td></tr></table> 北海道告示第187号 平成24年北海道告示第168号（道路の供用の開始）の一部を次のように改正し、平成24年3月24日から施行する。 平成24年3月23日 北海道知事 高 橋 はるみ 「茂辺地インター線」を「北斗茂辺地インター線」に改める。 道 議 会 告 示 北海道議会告示第1号 平成13年北海道議会告示第1号（北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程）の一部を次のように改正する。 平成24年3月23日 北海道議会議長 喜 多 龍 一 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。 第9条第1項中「60日」を「90日」に改める。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 道函館方面公安委員会告示 北海道函館方面公安委員会告示第8号 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成24年3月23日 北海道函館方面公安委員会委員長 高 田 竹 人 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中「運転免許証の押印」を「運転免許証及び運転経歴証明書の押印」に改め、同部北海道函館方面公安委員会小印の項中「運転免許証」を「運転免許証及び運転経歴証明書」に改める。 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第143号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年3月23日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 落札に係る物品等の名称及び数量 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）） 29台（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成24年3月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社三好商会 (2) 住 所 札幌市中央区大通西18丁目1番地 4 落札金額 基本料金 0円	路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道野塚婦美線	積丹郡積丹町大字幌武意町320番1地先から	平成24. 3.23	北海道後志総合振興局小樽建設管理部	同郡積丹町大字幌武意町320番1地先まで		道道植坂足寄停車場線	足寄郡足寄町鷲府409番1地先から	同	北海道十勝総合振興局帯広建設管理部	同郡足寄町鷲府409番1地先まで	同
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日													
道道野塚婦美線	積丹郡積丹町大字幌武意町320番1地先から	平成24. 3.23													
北海道後志総合振興局小樽建設管理部	同郡積丹町大字幌武意町320番1地先まで														
道道植坂足寄停車場線	足寄郡足寄町鷲府409番1地先から	同													
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部	同郡足寄町鷲府409番1地先まで	同													

複写料金 0.55円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年1月27日付け北海道警察本部告示第32号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

○平成24年3月13日（第2361号）

北海道告示第155号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

34 左 2

誤 同郡幕別町忠類幌内112番2地先まで

正 同郡幕別町忠類幌内112番1地先まで
